

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 公の施設の概要

- (1) 名称及び所在地
秋田県総合生活文化会館（以下「会館」という。） 秋田市中通二丁目3番8号
- (2) 設置目的
県民生活の安定向上及び文化の発展を図ることなどを目的とする。
- (3) 規模等
鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造及び鉄骨造
地下3階、地下1階、地上2～4階、地上6階、延床面積5,465.7平方メートル
- (4) 主な施設
多目的ホール、イベント広場、美術展示ホール、研修室、練習室、音楽研修室、音楽ホール、楽屋及び和室等

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 利用料金の設定、徴収及び減免の決定等
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供（県主催音楽事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、会館の管理に関し秋田県知事（以下「知事」という。）が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（予定）

4 施設の目標

施設の設置目的を達成するため、指定期間において、利用者数目標を年間180,000人とする。

5 申請をする団体に必要な資格

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ウ 申請の日において、現に秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控え措置を受けている団体
 - エ 申請の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を提出すること。なお、共同事業体として申請する場合のオからスまでに掲げる書類は、構成するすべての団体について提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 秋田県総合生活文化会館指定管理業務事業計画書
 - ウ 県主催音楽事業計画書
 - エ 秋田県総合生活文化会館収支計画総括表及び秋田県総合生活文化会館年度別収支計画書
 - オ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動に概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - キ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - ク 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - ケ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

- コ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- サ 原則として過去5年間を対象とした類似施設における業務実績を記載した書類
- シ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書で、申請書提出日前1月以内に交付されたもの
 - (ア) 県が発行する秋田県税に係る納税証明書
 - (イ) 税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書
- セ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課調整・文化施設活用チーム（電話番号018-860-1529）

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

7 選定の方法、基準及び時期

- (1) 秋田県観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる審査基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等利用の確保
- イ 会館の設置目的の効果的な達成
- ウ 効率的な管理
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力
- オ 会館の設置目的・特性に応じた取組
- カ 県の重要施策推進に係る項目

- (2) 選定は、令和7年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」により公表する。

8 募集要項の交付

募集要項等はWebサイトに掲載するほか、6(2)に掲げる場所で、令和7年7月25日（金）から同年9月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

9 説明会の開催

- (1) 日時及び場所

令和7年8月8日（金）午前10時
秋田市中通二丁目3番8号 会館6階 第四練習室

- (2) 説明会への参加申込

説明会への参加を希望する団体は、参加者等を、令和7年8月7日（木）正午までに電子申請・届出サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/n-atorion2025>）により連絡すること。

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 会館の管理運営の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は186,205千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年締結される年度協定書により定める。
- (6) 会館の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (7) 利用料金の収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要がある。
- (8) 指定管理者は、会館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (9) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合がある。また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指

定管理者に通知するとともに、公表するものとする。

(10) その他詳細は、募集要項による。

11 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部文化振興課調整・文化施設活用チーム

(電話018—860—1529、ファクシミリ018—860—3880、電子メールアドレスbunkashinkouka@pref.akita.lg.jp)